

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2018年12月21日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 006-0029

住所

札幌市手稲区手稲本町2条1丁目4-5

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 17-001

代表者氏名

鈴木 正子



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	鈴木 正子	総合	第0129号
	(2)	高村 一文	組織運営管理	第0053号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)	山口 千代子	福祉医療保健	第0260号
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	発寒ひかり保育園			
設置者名称	社会福祉法人 光の園			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2017年8月31日	～	2018年12月21日	
利用者調査実施時期	2018年3月15日	～	2018年3月22日	
訪問調査日	2018年9月26日			
評価合議日	2018年10月14日			
評価結果報告日	2018年12月21日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 30 年 8 月 24 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 光の園		
事業所名 (施設名)	発寒ひかり保育園	種別	保育所
所在地	〒 063-0825 札幌市西区発寒5条6丁目3番1号		
電 話	011-661-1445		
F A X	011-661-1450		
E-mail	hikari@miricle.ocn.ne.jp		
U R L			
施設長氏名	吉田 行男		
調査対応ご担当者	國島 知章 (所属、職名：副園長)		
利用定員	130 名	開設年	昭和 44 年 4 月 1 日
<p>理念：私たちは、「真実の愛」をもって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの人格を尊重します。 ・自立する心を大切にします。 ・思いやりと助け合いの心を大切にします。 ・子ども・家庭・地域と共に生き、共に育ち合います。 <p>基本方針：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「子どもの最善の利益」を考慮し、愛情に満ちた家庭的な雰囲気の中で子どもが情緒を安定させ、健康・安全で自己を十分に発揮できる環境を整えます。 2. 養護と教育が一体となって、子どもが自分自身と他者とを尊重して共に生き、共に育ち合うことができる健全な心身の発達を図ります。 3. 異年齢保育の実践を深め、自然環境やいのちと平和を愛する心を養い、食農育に取り組みます。 4. 家庭との連携の下、常に保育の質の向上に努めるとともに、地域における公的施設としての社会的責任を果たします。 			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛情たっぷりの温かい家庭的保育 2 赤ちゃんからの異年齢保育での育ち合い 3 畑や自然との触れ合い 4 食農育 5 安全安心こだわりの給食 6 いのち・環境・平和育 			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)	1 回	(平成 23 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	午前 7 時から午後 6 時		

【当該事業に併設して行っている事業】

なし

【利用者の状況に関する事項】（平成30年 4月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）（平成30年4月1日）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
4名	17名	18名	22名	25名	25名
5歳児	6歳児	合 計			
24名	0名	135名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
0名	2名	1名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (

○職員配置の状況 (平成30年 4月 1日現在にてご記入ください)

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	26名	2名	1名	名	名
非常勤	12名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	22名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	4名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	22名 (5名)
栄養士	1名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	987,73 ㎡ (延床)		
(2) 園庭面積	2711,90 ㎡ (畑含)		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米くらい) に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	43年	
(5) 改築年	平成	14年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積	㎡		
(3) 敷地面積	㎡		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 29 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

10 人

・ボランティアの業務

保育士の援助、環境整備等

<午前> 9:00~13:00

子どもとの遊び、食事、片付け、お昼寝までの保育士の援助やお掃除等。

<午後> 13:30~17:30

お昼寝等、3時のおやつ、片付け、お迎えまでの保育士の援助。

【実習生の受け入れ】

・平成 29 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 5 人 保育士 3 名 栄養士 2 名

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ① 「意見・要望等」については、入園説明会で話をし、そのつど口頭、連絡ノートでいただいている。また、日常的に気軽にコミュニケーションできる雰囲気づくりに努力している。
- ② 毎年、保護者向けアンケートを実施している。

【その他特記事項】

- ・愛情たっぷりの温かい家庭的な雰囲気
- ・異年齢生活小グループ（ファミリー）での育ち合い
- ・「食農育」広い畑や安心安全の給食
- ・「環境育」自然との触れ合い、エコの取り組み
- ・命と平和を愛する心を養う保育

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 光の園

代表者氏名：吉田 行男

所在地：〒063-0825 札幌市西区発寒5条6丁目3番1号

TEL 011-661-1445

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評 別紙による。

◇特に評価の高い点

◇更なる質の向上のために求められる点

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回は、2回目の受審です。約1年かけて、職員グループ内・管理者間・全体で計22回の自己評価会議を行い、議論を深めました。みんなで話し合うことによりそれぞれの意識が高まり、気付き・振り返りが出来、課題についてみんなで取り組むことができました。
苦勞しましたが、園全体の財産となり、保育の質の一層の向上につながったと思います。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

総 評

<特に評価の高い点>

1、「子どもの主体的な活動を促す環境と援助」

園のグラウンドには、ログアスレチック、ブランコ、雲梯、登り棒、砂場などを設置しています。又、グラウンドにある栗の木の栗を拾ったり、隣接する広い畑で野菜の世話をするなどして、自然に触れています。保育室ごとに玩具の特徴を活かして、子どもが自分で選んで遊べるよう積み木、ままごと、絵本などのコーナーに分かれています。このように、屋外や園内で子どもが自発的に遊べるよう環境を整備しています。

一人ひとりの子どもの成長に合わせて遊びが一步先へ展開できるように援助しているので、子どもは折り紙遊びから切り紙遊びへ挑戦します。また、子どもの自信につながるさまざまな工夫の導入など、子どもの興味・関心にそった遊びへいざなっています。

子どもたちが共に生活したり遊んだりする中で、自然に年下の子が年上の子どもに対して憧れを持ち、また、年上の子は自分より年下の子どもへの思いやりの気持ちを感じている姿がみられます。こうした子ども同士のかかわり合いを通して、自ら生活や遊びを展開し、育ち合っていけるように、子どもの主体的な活動を促しています。

2、「食農育と安心安全な給食」

グラウンドに隣接した広い畑で、子どもたちはたくさんの野菜をお世話して育て、収穫し、クッキングや給食で食べる「食農育」という貴重な体験をしています。9月中旬には、給食の半年分の食材になるジャガイモ掘りと収穫感謝祭を、また別の日には枝豆がたわわに実る大きな枝を、用務員が子どもの待つ栗の木の下へ何度も運んでいました。ふっくらとした枝豆のさやを、小さな手がつぎつぎともいで、収穫かごをいっぱいにしていきます。年長さんは、散歩車の中で日向ぼっこしている乳児さんにも、小さな枝についた枝豆を差し出していました。保育士も援助して乳児さんも枝豆収穫です。このように、季節ごとに収穫される何種類もの野菜は、「自分で採ったお野菜」として子どもたちが自ら料理したり、給食の食材として好き嫌いなく食します。自分で採らなかった野菜は、お友達が収穫した野菜たちです。

この他、毎年、発寒川を遡上する鮭を見学するところから始め、子どもたちみ

んなで作る「ひかり鍋（石狩鍋）」クッキングという行事があります。子どもたちの目の前で大きな鮭がさばかれ、食べ物の命を「いただいて」生かされていることに感謝しながらホールで子どもたちみんなでおいしく食べています。

給食は、無添加の食材・調味料、無農薬米や低農薬の果物、国産・地産の食材にこだわり、子どもたちの食の安全を確保しています。旬の食材を使った献立、園の畑で収穫した野菜のバイキングなどの行事食、郷土料理等、おいしく安心できる食事を提供しています。

3、「0歳からの異年齢保育と研究実践報告」

事業所は、1998年より異年齢保育を実践し、異年齢の子ども同士の育ち合いを保障してきました。事業所・法人は、より広範な地域ニーズを、核家族・少子化や遊びの質の変化等による異年齢子ども集団の喪失状況からの回復の必要性和捉え、このような地域社会における子育て環境の危機に対処するためには、異年齢保育の充実が不可欠であるとの信念を持っています。

従来からの異年齢保育に加えて、2015年度より0歳児産休明けからの異年齢保育を始めています。異年齢保育の研究・実践は、日本保育学会やその他の学会・研究会等で発表し、成果物である報告書を保護者やその他の保育園はじめ保育士養成校・子育てに関わる団体・小中学校等へ寄贈、ホームページにも公表して異年齢保育実践の啓発と普及に努めています。より良い保育実践を自園だけに留めず、広く発信続けてきたことは、「子どもの最善の利益」を保障すると共に子どもの福祉の向上に貢献するものともいえます。

4、「安全管理の組織的取組と子どもの『安全行動能力』の育成」

園では、「安全委員会」と「安全管理委員会」を設置して相互に連携しながら安全体制を整えています。「安全委員会」は、保育園職員・法人役員・保護者の三者で構成され、2018年度は交通ルールについて情報交換し、保護者への注意喚起と子どもたちへの交通安全指導を実施しました。「安全管理委員会」は、園の職員がリスクマネジメントに関する改善策や予防策などの話し合いを行っています。

その結果、「安全管理マニュアル」が毎年改訂されており、大変充実したもの

になっています。

2017年の4歳児の骨折事故を教訓に、子どもの「安全行動能力」の育成の取組をさらに深めるために、事故の原因を総合的な観点から分析し、対策をまとめました。それを、2018度の札幌市私立保育園連盟の研究大会で発表しています。ここでも自園だけでなく、保育界全体への貢献が意識されています。

<更なる質の向上のために求められる点>

「効果的な記録と保育の充実」

園では、異年齢保育を編成しているため年齢別指導計画と異年齢保育指導計画を作成しています。月と期ごとに評価、反省を行いカリキュラム会議、保育会議で話し合い次月の指導計画につなげています。職務分担表で主任、副主任、リーダーの役割を明確にして計画、実践、評価、改善を図れるように、組織的な体制となっています。

0歳からの異年齢保育と家庭的な保育に重きをおいているので、職員は、記録に関しても、日誌、週案にしばられないトータルに考えた話し合いをしています。つまり、記録を簡素化して業務負担を軽減して、子どもと向き合う保育の時間を大切にしようとしています。今後も引き続き、保育士の記録業務や各計画記載時の効率化、計画様式の簡易化などにより、保育実践の時間が充実することを期待します。

評価細目の第三者評価結果(保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	原本コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育の理念には「真実の愛」をもって保育にあたるとの文言があり、設立時の使命が反映されたものとなっている。また、理念の一つに掲げている「子ども一人ひとりの人格を尊重します」は、近代以降の人権思想や子どもの権利条約の精神にも合致し、職員に周知されている。保育の基本方針は、誰にでも理解しやすい内容・文言で明示されている。保育の理念と保育の基本方針は、要覧やホームページ等に掲載され、保護者等へ周知されている。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業経営を取りまく環境と経営状況については、保育協議会、私立保育園連盟、日本保育協会等の加盟団体から情報収集すると共に、保育に関する報道を日々確認し、的確な情報を適宜に把握している。収集した情報は、主任会議を中心に検討・分析が行われている。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	把握された経営課題については、理事会・評議員会で情報を共有して課題解決に向けての協議を行っている。今後の経営方針と具体案を職員に周知、検討のうえ、事業計画に掲載して実行されている。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	2015年より「中・長期収支計画」と「中・長期運営計画」が策定されている。計画には通年にわたる良質な保育実施のための運営課題の他に、2019年度の開園50周年記念事業に向けての計画が2015年度中に立てられている。実行に向けた活動の一環として第三者評価の受審も記載され、早期に自己評価を実施している。収支計画は、子どもの入園予定数と職員人件費等のコスト計算の他、50周年記念事業の一環としての施設整備に関わる費用についても、財源確保を含めて明確にし、計画されている。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	単年度の事業計画は、年間行事計画及び、中・長期事業計画に掲載した運営課題が収支計画と合わせて経営・保育実践の過程で解決に向かうように策定されている。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は、保育士、栄養士その他の職員の日々の業務からの発言や提案を尊重しながら、リーダー会議、主任会議等で協議を重ね策定されている。策定された事業計画は、3月開催の理事会に諮られ、決定事項は職員に周知し実行されている。事業計画の実施状況は定期的に見直し理事会へ報告されている。

7	1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	単年度の行事や研修計画は、毎年開催される「父母の会」総会で配付し説明が行われ、ホームページにも掲載している。2018年度は、50周年記念事業を含む「中・長期運営計画」を配付・説明し、保育事業への一層の理解・協力を得るように努めている。
---	-------------------------------------	---	---

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	第三者評価基準を用いた園の自己評価は、2017年8月よりグループ及び全体会議で計22回計画的に行い、全職員で分析・検討されている。第三者評価の受審は、2011年に引き続き第2回目の受審である。この他、保育士については「保育士自己評価チェック表」を活用し、毎年度自己評価を実施し、組織的に保育の質の向上がはかられている。
9	1-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	2017年8月から実施した自己評価で抽出された課題については、各グループにおいて改善策が話し合われ、さらに全体会議での討議を経て、決定・実行されている。課題改善については、直ちに改善できること、早期に改善すべきこと、中・長期的な改善策が必要なことに分類され、計画的に対応されている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は、職員が「保育の理念」と「保育の基本方針」への理解を深め、共通認識を持って業務を遂行できるよう、会議等において理念・基本方針の基礎に「聖書」の精神、保育所保育指針等の背景にある日本国憲法・子どもの権利条約などの「人権・民主・平和の理念」、近代以降の「人間尊重」「人類福祉の増進」という普遍的価値について職員へ説明している。園長の役割と責任は「運営規程」「職務分担表」「組織図」「安全管理マニュアル」等の各種文書において明示されている。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	園長は、法学の研究に従事してきたほか、教育学修士として、現在大学で「園経営論」・「保育課程論」の研究・教育に従事しており、社会福祉法人・保育園経営に関わる法令や関連法規については十分に理解している。「個人情報取扱規程」や「子どもを取り巻く人権の現状と当園の保育」「法令を守るための仕組み」等の策定と担当者の配置が行われている。職員へは、「日本国憲法」「児童福祉法」「子どもの権利条約」「保育所保育指針」「環境等に関する法令のポイント」等の配布・備え付けと法令遵守についての解説を行っている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	園長は、園内・園庭の巡回・観察を日々行っている。各種会議における報告・話し合いの中で課題を把握し、その都度具体的な対策について指示している。異年齢保育の長年の実践・研究を踏まえ、2015年より「0歳児からの異年齢保育」を実施している。全職員の協力を得て研究論文としてまとめ、卒園生の追跡調査と共に、日本保育学会その他の学会・研究会等で発表している。これらの取組は、園児たちの心の発達と保育士の技量を高める大きなちからとなっている。また、保育士の保育理論に関する理解を深めるため、園長の大学講義レジュメを基にした学習会が実施されている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	月に税理士の分析と助言を受け、経営状況を適宜且つ的確に把握している。課題については、主任会議等で確認・協議し対処している。財政状況は、必要に応じ職員へも周知され、全員が経営改善について認識できる体制となっている。
----	---	---	--

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	園が目標とする保育サービスの質を確保するために、毎年度の計画として主任会議を経て理事会に諮って募集人員を決定している。人材の確保は、養成校との関係を日ごろより維持・強化することで新卒者採用につなげている。また、学生のボランティアを受け入れ、その結果として採用にも結びついている。保育士の定着を促すため、若年非正規の大幅待遇改善や固定番・短時間勤務の導入、子育て中の保育士の夜間の会議出席免除などの働きやすい職場環境を提供している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	総合的な人事管理として、いち早くキャリアパスを取り入れ、人事基準を明確にした。上司の「期待する職員像」というより、職員の総意をまとめた「私たちの目指している職員像」を作成している。人事基準は、「業務方針」に各種リーダーや主任・副主任、管理職等の職務内容が詳細に記載され、全職員が対象となっている。この「業務方針」を基に作成された「自己評価チェック表」による個々の自己評価の実施後に職員の業務評価の面接が行われている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	管理職は、職員の有給休暇と時間外勤務のほか、健康診断結果報告書で要検査等となった職員には、通院結果などの確認をし情報を共有している。職員の就労の意向に関しては、OJT面接の段階的な実施により、就業上の悩みや意見、心身の健康等を個別に把握し、人員体制のサポート等に活かすようにしている。他にも子育て中の職員が働き続けやすいように固定番や短時間勤務など独自の制度を導入し、その都度「就業規則」を改正している。インフルエンザ予防接種は、園の半額補助により職員全員が予防接種することで保護者の安心にもつなげている。また、福利厚生委員会を設置し、活動費を園が半額補助して職員の福利厚生の向上を図っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	平成30年度に「自己評価チェック表」を改正し、より職員個々のビジョンをあらわせるようになった。また、「自己評価チェック表」に、前年度の反省と今年度の目標を自由記載することで定期面談時に達成状況と改善にむけた方向性が確認しやすくなった。ビジョンが明確になったことで個々の職員がOJTにおいても、日常的な助言や指導を受けやすくなっている。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	園の研修に関する基本方針が、「運営規定」に明示されている。継続的な教育・研修となるため、「研修トータルプラン」を作成し、それに基づく年間研修計画の他、個別研修計画に沿って教育・研修を実施・受講しており、キャリアアップ研修は、園として処遇改善に努めるため最優先に受講している。保育士・栄養士はもとより、調理員も全員が有資格者である。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	次年度に向けた研修計画作成の資料となるように、「個人別研修履歴」と「研修実施参加状況報告書」を作成し、職員個々の保育の技能水準や専門資格の取得状況を把握している。園内研修は、リーダー会議でテーマを決定、実施することで職員の課題にもとづく教育・研修を受けられるようになっている。外部の研修は、職員を多く配置することで、最大限の参加を保障している。また、自主参加を奨励するため、職員に案内周知するとともに、補助金を支給している。外部研修の参加後は報告書の提出と報告研修会を実施、職員全員で共有し、実践に生かせるようにしている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の保育に関わる育成体制としては、マニュアルも兼ねた「実習生受け入れ方針」を作成しており、実習生の受入れ基本方針は、受入れ時に会議にて全職員で確認している。実習プログラムは、養成校と実習生本人の実習目標を尊重して、効果的な実習となるように養成校教員と情報交換し連携している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	ホームページにおいて、保育内容や事業報告書・決算等の様々な情報を公開している。要覧にも園の保育の特色・内容等重要事項を記載している。保育の研究や実践報告書は、HPの他、小中学校等の関係機関にも配布し、園が力を入れている異年齢保育や食農育等を中心に発信している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	国のモデル規程と顧問税理士の指導の下に策定した「経理規程」により適正処理を行っている。職務分掌・取り扱い責任者が辞令で明確に定められ、厳格なチェック体制となっている。日常的な物品購入に際しても「伺書」に記入、複数の上司の決済を経ている。福祉施設として信頼される経営・運営のために顧問税理士より指導・改善の助言を日ごろより受け、改善に生かしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	理念に「地域と共に生き、共に育ち合う」、基本方針に「地域における公的施設として社会的責任を果たします。」と謳っている。子どもと地域との交流を広げるために、高齢者施設や商店街等の交流事業の他、卒園児も含めた保育ボランティアを受け入れて交流の場としている。園開放「ひかりっ子ひろば」を地域広報掲示板に、夏の「ひかりっ子まつり」は町内会回覧板にて、広域に周知している。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア等の受入れに対する姿勢は、「ボランティア受入れ方針」に意義とともに明示されている。受入れ体制としては所定の用紙に、対応する職員と受け入れる曜日・時間帯・人数・ボランティア活動内容を記載し、顔写真の提出・保険の加入等を取り決めている。卒園児対象のボランティア活動に関してもマニュアルを作成、受入れができるようにしている。中学生の職場体験にも協力し、受け入れ体制を整えている。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a 園が関係・連携している機関や連盟のリストは事務所に置き、職員間で共有している。保護者にも提供している「安全管理マニュアル」には、虐待・障がい児相談等の連絡先を掲載している。創設時に関わった北海道子どもの虐待防止協会や札幌市私立保育園連盟の他、日本保育園協議会等さまざまな団体より保育の質向上となる情報を得て連携をとっている。西区幼保小連携推進協議会には副園長・年長児保育の担当職員が出席、積極的な発言と意見交換により円滑な連携がとれるようにしている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a 園開放「ひかりっ子ひろば」では、給食の提供があり、保育体験や育児相談等の子育て支援拠点活動にもなっている。商店街の活動内容によっては、保育室を提供している。園は小中学校に隣接していることから、災害時学校に避難した乳幼児親子の受け入れを検討している。平成30年9月6日の北海道胆振東部地震後は、学校や町内会との協議を進めている。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a 地域の具体的なニーズは、「ひかりっ子ひろば」や保育利用希望見学者の話から把握している。より広範な地域ニーズとして、少子化等による異年齢子ども集団の喪失の回復と捉え、地域社会における子育て環境の危機に対処するため異年齢保育の充実が不可欠であるとの信念を持っている。異年齢保育自体は事業として実施しており、この研究と実践報告を学会等で発表して、子育てに関わる団体等への啓発・普及活動を行っている。また、若者の将来に向けた養育性形成ひいては子育て不安の解消のためにも、卒園児のボランティアを受け入れ、中学生の職場体験にも協力し、受け入れ体制を整えている。

評価対象 III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a 保育の理念・基本方針に「子ども一人ひとりの人格を尊重」「子どもの最善の利益」が明記されている。子どもを尊重した保育の姿勢は、「発寒ひかり保育園の業務方針」の中にある「保育の手引き」等随所に文書化されており、職員全員が実践できるよう、常時共通理解を図っている。年2回、保育士の自己評価を行って点検・改善に努めており、外部研修にも積極的に参加し報告を行い、全体のものとしている。園が力を入れている「異年齢保育」や「障がい児保育」は、子ども同士の育ち合いを促し、他者を尊重する心を育てている。
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a 「安全管理マニュアル」「保育の手引き」には、年齢に応じた排泄時の配慮、プール遊びの際の男女の着替え等のプライバシー保護について明記されている。また、子どもへの不適切な撮影等を防止するための対策を行っている。虐待防止等の権利擁護については、常に職員が子どもの様子に気を配り、少しでも気になる事があれば、すぐに対処する体制が整っている。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報として、ホームページや要覧が作成されている。見学者には要覧を配付して、園長・副園長が時間をかけて説明し、見学者の質問や意見に丁寧に答えている。ホームページや要覧は、保護者や見学者等の意見を取り入れながら見直しを行い、イラストや写真、スマートフォン画面の対応等を取り入れて、開きやすい・見やすい・分かりやすい工夫をしている。
31	III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a 保育の開始時の説明については「入園のしおり」を使って保護者に説明をし、同意を得ている。また、別途料金のかかるものも明示し同様に説明されている。保護者面接は、保育士全員が同等の対応ができるよう文書化されている。進級時の持ち物などの必要な情報については、年齢別クラス・異年齢グループの担任の職員が連絡ノートや口頭・玄関掲示板等で周知している。個別的な対応の変更については保護者に口頭で伝えている。
32	III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a 保育所の変更等については「入園のしおり」に「転園時の引き継ぎについて」が明記されており、保護者の要望に合わせて対応している。転園してきた子どもについては、園長や担任の職員が文書等にて情報を把握している。また状況に応じて園長会や区の保健師・民生委員と連携し情報共有して、保育の継続性に配慮した対応をとっている。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 利用者満足の向上を目的とする仕組みとして、日々のコミュニケーションを大切にしている。他に、連絡ノート、年1回ずつの「ファミリー（異年齢）懇談会」「クラス懇談会」や、乳児は年2回の個人懇談、必要に応じての個人面談のほか、年1回の保護者アンケート等で子どもや保護者の意向を汲み取っている。それらをもとに、ケースカンファレンス等の会議で周知し、話し合い、役立てている。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 苦情解決の仕組みとして、「意見・要望・苦情・不満を解決するためのしくみについて」が「入園のしおり」「ホームページ」に明示されており、苦情の受付・解決責任者・第三者委員会が選任されている。「懇談会」の出欠用紙に意見や要望を記入する欄が設けられている。連絡ノートを活用し苦情・要望・意見を受け付けている。些細な保護者の声も汲み取り、現場で解決できることと園全体で検討することに振り分け、必要な際は会議で分析・検討し保護者にフィードバックしている。
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a 保護者が相談や意見を述べやすい環境として、「発寒ひかり保育園業務方針」の中にある「保護者の安心・信頼の獲得のために」の指針に沿って保護者との信頼関係作りを力を入れている。保護者との日々のコミュニケーションを大切にすることで、どんな事でも相談や意見を述べやすい雰囲気となるように心掛けている。入園の際や懇談会・父母の会総会において、園長より何でも気軽に職員に相談して欲しいと伝えられ、園だより等でも周知されている。
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 保護者から口頭や連絡ノート等で相談や意見があった時は、速やかに返答している。言われた内容を受け止めて、即日か翌日には職員間で話し合い保護者に回答する対応マニュアルとなっている。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 「安全委員会」と「安全管理委員会」を設置して相互に連携しながら安心・安全の体制を整えている。「安全委員会」は、保育園職員・法人役員・保護者で構成され、2018年度は交通ルールについて情報交換し、保護者とルールを決めて保護者への注意喚起と子どもたちへの交通安全指導を実施している。「安全管理委員会」は、園の職員がリスクマネジメントに関する改善策や予防策などの話し合いを行っている。また、事故防止のチェックリストやマニュアルを整えたり、けが・ヒヤリハット報告の充実・活用などの安全対策を行っている。その結果「安全管理マニュアル」が毎年改訂されており、充実したものになっている。
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 感染症予防と発生時の対応については安全管理マニュアルの「感染症予防・対応について」にもとづいて新年度会議で職員と確認を行っている。各保育室に嘔吐処理セットの設置とマニュアルを掲示、足カバーやエプロンの導入など研修で勉強したことや新しい情報はすぐに取り入れ、感染症発生時に対応できるように備えている。月に1回、健康診断後に園医とカンファレンスを行い子どもの健康状態や感染症の情報交換をして保護者へ情報提供するなど感染症予防の体制を整備している。
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a 2011年の東日本大震災では、被災地2カ所に職員をボランティアとして派遣した。これを機に、自家発電機やかまどセット等を購入、食料、水などを備蓄し、携帯電話メール配信システムを導入している。2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、準備していた発電機・備蓄類を活かして閉園し、保護者に喜ばれた。東日本大震災時にボランティアの職員を派遣した保育園とは交流を続けて学びを得ている。毎年、震災の日には、子どもたちにビデオ等で震災のお話をし、備蓄食料で炊き出しの訓練を行い、おにぎり、カレー・けんちん汁などを作り子どもに提供している。避難訓練は、「安全管理マニュアル」の避難方法等に基づいて組織的に実践し、問題点の把握や見直しを行っている。

III-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a 標準的な実施方法を定めた業務方針の「保育の手引き」等には子どもに向き合う姿勢、保育（養護と教育）の基本及び、生活や遊びの具体的な対応などが文書化されている。職員はこの「保育の手引き」や必携図書をもとにした保育を実践している。年に2回、職務、保育の基本姿勢などが項目化されている「自己評価チェック表」を実施して、標準的な保育の実施方法が実践されているかを確認している。
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a 年4回の保育会議では年間カリキュラム、月カリキュラム、週案を通して期ごとに評価、反省したことを「保育の手引き」等とも照らし合わせて話し合い、例えば、2018年度は哺乳瓶の洗いや手順などの見直しなどを行っている。「保育の手引き」はリーダー職員を中心に見直され、主任会議で検討後に、職員会議において全職員と協議した上で改訂を行っている。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a 「保育所保育指針」及び質の高い専門書に基づく園の「保育課程」を基本に毎年作成される「年間カリキュラム」を4月の保護者懇談会で保護者に配付して内容を説明している。入園前に児童票、家庭状況調査票で子どもの身体状況や生活状況等を確認し、入園後も子どもと保護者のニーズを明らかにしてカリキュラム作成へつなげている。異年齢保育を編成しているため年齢別カリキュラムと共に異年齢カリキュラムを作成している。カリキュラム会議、保育会議等では、子どもと保護者の状況や関係機関と連携して得た情報等を職員間で共有し、カリキュラムの作成に活かしている。
43	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a PDCAサイクルに基づき必要に応じて年・期・月等の定期的なカリキュラムの評価・見直し・改訂を行っている。月ごとの子どもの姿、配慮事項、評価をもとに年齢別保育、異年齢保育の担当がカリキュラム会議で生活・遊びの課題などを話し合い、次月のカリキュラム策定へつなげている。月カリキュラムでねらいとその内容等見直されたことは年間や期の計画で修正を行っている。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 記録内容の書き方は「記録の目的と要領」にもとづいて記録をし、子どもの状況を把握している。月2回のケース会議では年齢別保育、異年齢保育での様子を伝え合い、情報共有している。発達の気になる子どもなど必要に応じて対策を話し合って記録に残している。また、連絡日誌を活用して情報を共有している。
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 保護者からの開示請求等や記録の管理体制については、入園のしおりなどで周知している。職員には、職員会議で個人情報に関わる規定を周知している。子どもに関する記録はパソコンのハードディスクに保存し、文書等は決められた場所に保管して施錠している。運営規程には文書の保管や保存期間等を定めているほか、職務分担表にて記録管理責任者を明示し、管理体制が整備されている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a 保育課程は、日本国憲法、児童憲章、子どもの権利条約、児童福祉法や保育所保育指針等に基づき、豊かな人間性と育ち合いを保障する理念・方針をふまえて作成され、関係する職員全員が参画して編成している。0歳児から5歳児まで現在の子どもたちの姿に合わせた保育の話し合いを行っている。子どもの育ちに関する長期的な見直しを持って編成している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A①	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a 生活にふさわしい場として、天窓と大きな窓からの採光や通風を自然に取り入れており、子どもが心地よく過ごすことのできる環境となっている。各保育室は0歳児から5歳児まで寛いだけ自由遊びができるようコーナーの工夫をしている。すべての保育室はグラウンドや芝生、花壇・樹木等に面しており、緑豊かで心和む環境である。床、家具、トイレなどは木のぬくもりが感じられ、室内の壁はやわらかい色彩になっており、温かい家庭的な雰囲気醸成している。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	子ども一人ひとりに寄り添い、肯定・受容し、子どもに安心感・信頼感を持ってもらえるように、穏やかな口調で「言葉を手渡す」等の保育を大切にしている。年間カリキュラム、月カリキュラム、週案などで評価、反省を行い日々の保育に活かしている。年齢別保育、異年齢保育活動での子どもの姿を情報交換したり、子どもへの対応策・対応結果を共有して、一人ひとりの状態に応じた保育が行われるようにしている。
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるように、衣服が汚れた場合の着替えや衣服の調節、水分補給などを自ら気づいてできるよう働きかけている。異年齢保育により、自然に年下の子どもが年上の子どもの真似をする、また年上の子どもが年下の子どもの世話をする姿が見られる。子ども同士のかかわりを通して育ち合うことができるように、一人ひとり子どもの発達を把握して援助している。
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	グラウンドはブランコ・ログアスレチック・登り棒などを設置し、各保育室は、ままごと・積み木・絵本などがコーナー別に用意され、子どもが自発的に選んで遊べる環境を整えている。運動遊びやルールのある遊び、パズル・ブロックなど個々の子どもの興味に合わせた遊びが、次のステップへと展開できるよう援助している。高齢者施設との交流で昔遊びや、地域の方とのキャンドル作り、商店街での買い物など、社会の様々な人と触れ合う生活体験が得られるようにしている。
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	一人ひとりの子どもに合わせた抱っここの仕方やスキンシップをとっている。ホール・芝生等での這い這いや遊びなど、子どもの発達に合わせた設定を行っている。職員は保護者に遠い遠いの大切さを伝え、園と連携しながら子どもの体づくりへの働きかけをしている。異年齢保育では、大きい子が「オムツぬれてる？」「おなかすいたかな」などと小さい子に自然に語りかける場面があり、家庭的な雰囲気の中で情緒の安定が図れている。
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳未満児は自我が芽生えて自己主張が強くなってくる時期であるため、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めて自立を促している。日々の「生活と遊び」は、養護と教育が一体となり、保育が展開されるよう配慮されている。保護者とは日々、連絡帳や口頭で子どもの様子を伝え、コミュニケーションを図っている。トイレトレーニング・歩行・外遊びの悩み等は、保護者と連携して子どもの育ちを支えている。
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	一人ひとりの子どもの成長に合わせて、遊びが一步先へ展開できるよう援助をしている。また、子どもが主体的に遊べるよう環境づくりを工夫している。5歳児のお泊り会では、グループで地図を見て話し合い、地域を探検する経験を通して友だち関係を深めている。年上の子どもの遊びに年下の子どもが憧れる、自分より年下の子どもへの思いやりの気持ちを持つなど、子どもの生活・活動が豊かになるよう異年齢保育を展開している。

A⑩	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	園舎はバリアフリーになっており、身障者用トイレやエレベーターが設置されている。障がいのある子どもは、個別計画書の他に保護者との面談記録等を整備し、職員間で共有している。通院している専門機関や市の巡回指導での助言は、職員会議等で報告し、園全体で共通理解をしている。障がい児保育に必要な知識や情報を得るため関係する研修に参加し、レポート提出・研修報告会を行って実践に活かしている。異年齢保育の中では、障がいも1つの個性として捉えられ、異年齢児との関わりの中で自信が生まれ成長へとつながっている。発達の気になる子どもに対しては、年2回の巡回指導を積極的に利用し、必要に応じて医療機関や専門機関を保護者に勧めている。保護者には「障がい児保育」が正しく理解されるよう説明している。
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	長時間にわたる保育のための環境への配慮として「家庭的な雰囲気」を大切にしている。それぞれの保育室は間取りに変化を持たせ、壁は淡い色彩で戸建てのような落ち着きがある。保育室には畳・木製家具・遊具・絵画・観葉植物が置かれ、子どもが自分の場所を選び落ち着ける空間を演出している。異年齢の子ども同士の間がりが強く、園で過ごす時間の中でも家庭的な関係が自然に築かれている。職員の引き継ぎは、子どもの様子や生活リズムに合わせてるように、口頭や「玄関番受託表」、ホワイトボードを利用している。
A⑩	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	年長児の年間カリキュラムの中には小学校との連携や就学に向けた保育内容が記載され、毎年の「幼保小連携協議会」等で小学校との連携を行なっている。年長児は、小学校の発表会見学に行き、12月頃からは午睡なしで就学に備えている。クラス懇談会等では、就学に向けての不安・悩み等を話し合い、就学経験のある保護者の体験談を話してもらうなど配慮している。
A-1-(3) 健康管理			
A⑩	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	「保育の手引き」や「安全管理マニュアル」に、健康管理や緊急時の対応を記載し、職員へ周知している。既往症や予防接種状況は、入園時・入園中・年度末に確認・再確認を徹底している。確認結果は「予防接種歴・罹患歴調査票」で管理している。子どもの健康状態は、朝の受け入れ時に玄関番の職員が視診をすると共に、保護者からの健康状態情報を「玄関番受託表」・ホワイトボードに記入して、担任の職員が把握している。子どもの体調悪化や怪我は、即日に保護者に伝えると共に連絡日誌に記入し、他の保育士との情報共有と事後の確認をしている。
A⑩	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断の結果は保護者に伝えている。また、健診後直ぐに、園医・園長・副園長・主任・副主任で情報交換を行っており、その内容のうち全般に関するものは玄関掲示で保護者全体に知らせ、個人的な内容についても必要な対応が取られている。栄養士が1年に一度、身体測定の結果をもとに肥満調査を行い、保育士と保護者へ結果を伝え、改善の助言が行われている。歯科健診で虫歯が発見された場合は「健康記録表」に記録し、保育士がその後の治療確認をしている。歯学生による創作劇などで歯磨き指導を受けているほか、日常的に歯の健康について子どもたちに話している。

A④	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	子どものアレルギー疾患は、会議等で全職員に周知されている。食事提供は、医師の指示に従って除去の内容、献立、期間等が決められ、除去食の提供にあたっては、保育士・栄養士・保護者で面談を行ったうえで、文書記録もとっている。除去食は他の子どもたちの食事と同じような見た目になるように、配慮して作られている。エビベンが処方された場合は、保護者から毎朝エビベンを保育士に手渡ししてもらい、日中は指定場所に保管され、散歩などで園外に出る際は保育士が持参している。アレルギーのある子ども別に「アクションプラン」を作成しているほか、年1回のエビベン講習、事務室・各保育室へ「緊急時（アナフィラキシー発症時等）対応マニュアル」の設置などで緊急時の対応に備えている。
----	--	---	--

A-1-(4) 食事

A④	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	保育の基本方針の一つに「自然環境や命と平和を愛する心を養い食農育に取り組むこと」が謳われている。グラウンドに隣接した畑で、子どもたちは野菜をお世話して育て、収穫し給食で食べるという食育農を体験している。10月には、発寒川で鮭の遡上を見学した後に、すべての子どもが「ひかり鍋（石狩鍋）」作りに参加して、命の大切さに感謝しながら食するという行事が毎年行われている。給食は、子どもが自分で盛り付けて食べる分量を調整している。月に一度のお弁当の日では、テラスや遠足先で食べるなど、様々な楽しみが工夫がされている。
A④	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	無添加の食材・調味料、無農薬米や低農薬果物、国産の食材にこだわり、子どもたちの食の安全を確保している。栄養士・調理師は子どもと食事を共にし、食事時の様子を観察している。子どもから話を聞くことで、食事の分量や大きさ、子どもたちの好き嫌いを把握している。残菜調査結果を基に、異年齢保育グループ単位で給食量の調整を行っている。旬の食材を使った献立、園の畑で収穫した野菜のバイキングやお祝い給食などの行事食、郷土料理等、おいしく安心できる食事を提供している。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A④	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a 保育の方針や具体的な内容については、入園説明会や個人懇談・ファミリー懇談・クラス懇談の中で保護者へ伝えている。年度途中の大切なお知らせは、おたよりにして配布している。保護者は「ママ・パパ先生」の保育参加を通じて子どもの成長を職員と共有し、園の方針を理解する機会としている。「育児相談記録」内の保護者との相談内容などは、日誌や会議等で職員間で共有して家庭と連携している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A④	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a 子どもの日々の様子等は、玄関ボード・連絡帳・おたよりや送迎時の対話にて伝え、必要に応じて個人面談を行なっている。保護者からの相談は、保護者の就労状況に合わせて時間を調整し、内容によって園長・主任に助言を求める体制が整っている。相談内容は「育児相談記録」をとり、会議や連絡日誌等で職員間の情報共有を行ない、保護者の安心につなげている。

A④	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のために、「安全管理マニュアル」「虐待対応マニュアル」を全職員で対応できるように備えている。職員は常に子どもの心身の状態、身体の状態・家庭環境を把握して、虐待の兆候を見逃さないようにしている。事案発生時には「安全管理マニュアル」に従って関係機関との連携をとり対応している。
----	--	---	---

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A④	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士間で個別に行う「自己評価チェック表」、OJT（職場内訓練）をもとに、保育実践を振り返る機会を設けている。また、日常的に保育士間で実践についての相談が行われている。職員全体では、職員会議やケース会議・保育会議で、保育や子どもの育ちの振り返り、保育実践の改善や専門性の向上を図っている。これらの複数の手法を有機的に用いて、園全体の保育に対する専門性を高める意識の向上につなげている。